

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	14	府 省 庁 名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （都市計画税、特別土地保有税、地方消費税）	
要望項目名	社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人、オープン病院事業法人及び厚生農業協同組合連合会の収入要件の見直し	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>社会医療法人、特定医療法人、認定医療法人、福祉病院事業法人及びオープン病院事業法人（以下「社会医療法人等」という。）は、税制上の優遇措置を受けることから、公的な運営を担保する要件が課されており、その中の一つに「全収入金額に占める社会保険診療等に係る収入金額の割合が一定を超えること」とする要件（以下「収入要件」という。）がある。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>この収入要件について、社会医療法人等が開設する医療機関が医療政策上必要な医療を提供することで国や自治体等から受け取る補助金等の多寡が要件の充足に影響を与えないよう、「社会保険診療等に係る収入金額」に「医療保健業に係る補助金等（施設整備等に係る補助金は除く。）」を加えることとするほか、法人が行う医療保健業に係る非営利性を確保する観点から「全収入金額」を「医療保健業に係る収入金額（経常的な収入のうち事業活動にかかるものに限る。）」とする等の見直しを行う。</p> <p>厚生農業協同組合連合会（33 法人）も同様に収入要件があることから、社会医療法人等の見直しと同様の見直しを行う。</p>	
関係条文	〔 厚生農業協同組合連合会：法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準（厚生労働省農林水産省告示）－ 〕	
減収見込額	〔初年度〕 — （ — ） 〔平年度〕 — （ — ） 〔改正増減収額〕 — （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>社会医療法人等が開設する医療機関が、医療政策上必要な医療を提供することにより国や自治体等から補助金等を受け取る場合であっても、法人認定等の継続に支障を来さないようにするとともに、社会医療法人等が行う医療保健業の非営利性を確保することで、地域における必要な医療提供体制を確保する。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>地域医療は、社会医療法人等が開設する医療機関を含め、各医療機関の機能分担と連携により支えているものであり、地域における必要な医療提供体制を確保するためには、社会医療法人等が開設する医療機関が、医療政策上必要な医療を提供することにより国や自治体等から補助金等を受け取る場合であっても、収入要件の充足に影響しないようにする必要がある。</p> <p>また、社会医療法人等が行う医療保健業の非営利性を確保するために、「全収入金額」を「医療保健業に係る収入金額（経常的な収入のうち事業活動にかかるものに限る。）」とする。</p> <p>厚生農業協同組合連合会に係る収入要件についても、統一的な基準になるよう社会医療法人等の見直しと同様に見直す必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	—
		政策の達成目標	—
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

<p>これまでの 税負担 軽減 措置等 の適用 実績と 効果に 関連する 事項</p>	<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	—
	<p>「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績</p>	—
	<p>税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）</p>	—
	<p>前回要望時の 達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>		—